

# 審 査 基 準

平成17年1月 1日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第23条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体の承認
原権者(委任先) : 佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第22条(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審 査 基 準 : 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 : 2月
申 請 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課営業係(電話0952-24-1111 内線3023)
備 考 :